平成２９年（フ）第５６８号
千葉県市川市大野町１丁目402番地１（ウェルシャンＹ105号）
債務者　本間　一也
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５７２号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地３街区30棟302号
債務者　賀山　淳一
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５７６号
千葉市中央区大森町512番地19
債務者　中野　恵子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５７７号
千葉市中央区大森町512番地19
債務者　中野　沙梨
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５８０号
千葉県八千代市村上南１丁目21番地５　キャッスル306
債務者　田中由佳子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３００号
川崎市高津区上作延307番地１　上作住宅10―206
債務者　坂本　修
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３０３号
川崎市宮前区神木本町１丁目９番11号　向ヶ丘シルバーハイム　Ｄ―102
債務者　天野かおり（旧姓古宮）
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３１５号
川崎市川崎区浅田２丁目14番17号　オリエントパレス　302
債務者　金子　圭介
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３１７号
川崎市中原区下小田中３丁目33番18―105号
債務者　大木　勝明
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６７号
長野市信州新町水内5995番地イ
債務者　松坂　豊
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８７号
長野市川中島町原838番地２
債務者　原　敦司
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８９号
長野県中野市大字一本木373番地１
債務者　阿部　由佳
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２００号
静岡県沼津市大塚532番地の８
債務者　大宮眞理子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２０８号
静岡県三島市徳倉４丁目２番33号
債務者　平井　佑樹
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２０９号
静岡県田方郡函南町塚本159番地の７　レオパレスルミエール102
債務者　杉原　祥太
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第９４号
岡山県井原市上稲木町12番地２、前住所広島県福山市神辺町大字新湯野10番地８　プレステージ湯野101
債務者　藤井　宏和
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第９５号
岡山県井原市上稲木町12番地２、前住所広島県福山市神辺町大字新湯野10番地８　プレステージ湯野101
債務者　藤井　綾香
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係